

津市声の広報発行事業実施要綱

平成18年1月1日訓第134号

改正 平成25年3月29日訓第21号
平成26年10月31日訓第122号
平成28年3月30日訓第26号

(趣旨)

第1条 この要綱は、重度の視覚障害者等の社会的生活能力の向上、社会活動への参加及び自立の促進を図るため、声の広報（当該重度の視覚障害者等の日常生活に関する各種の情報資料等をテープ又はデージー（CD-ROM）に収録したものをいう。以下同じ。）を発行し、当該重度の視覚障害者等に配布すること（以下「声の広報発行事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 声の広報の配付を受けることができる者は、本市の区域内に住所を有する次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の身体障害者障害程度等級表級別の欄の1級から4級までの視覚障害者で18歳以上のもの
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第27条の規定に基づき要介護認定4又は5に認定されている者
- (3) その他市長が必要があると認める者

(収録の内容)

第3条 声の広報の収録内容は、次のとおりとする。

- (1) 広報津等市行政として市民に知らせるべき公的情報
- (2) 重度の視覚障害者等の社会的生活能力の向上につながる各種情報
- (3) その他一般教養的なもの

(配付回数)

第4条 声の広報の配付回数は、次のとおりとする。

- (1) 広報津等定期的なものは、月2回とする。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるときは、臨時に配付するものとする。

(委託)

第5条 声の広報発行事業は、社会福祉法人津市社会福祉協議会に委託してこれを行うものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日訓第21号）

この訓は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年10月31日訓第122号）

この訓は、平成26年11月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日訓第26号）

この訓は、平成28年4月1日から施行する。